平成２２年（フ）第３２１号
千葉県船橋市夏見４丁目27番22号
債務者　伊原　正明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２４号
千葉市中央区南町２丁目18番16号　シャンテウノザワ302号
債務者　小島　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２５号
千葉市中央区南町２丁目18番16号　シャンテウノザワ302号
債務者　小島　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６３号
千葉県市原市山木651番地１　ジュネスシャトー３棟103号
債務者　佐藤　幸子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６４号
千葉県船橋市本中山２丁目14番16―303号
債務者　南　　貴之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８４号
千葉市中央区星久喜町960番地27
債務者　茂手木晴江
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８９号
千葉市緑区おゆみ野１丁目33番地６　ファーストグリーンＣ―102号
債務者　竹内　正彦
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９０号
千葉市稲毛区園生町276番地11Ｇｒｅｅｎハイツ301号
債務者　小浜　明美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９９号
千葉市若葉区貝塚町385番地１　ＢＪコートＡ棟406号
債務者　多和田真輝
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１１号
千葉県船橋市咲が丘２―38―４ベルピア二和向台１―２―203、住民票上の住所千葉県船橋市楠が山町80番地120
債務者　小紙　宏允
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３１号
千葉市中央区今井１丁目19番10号セントラルガーデンソガ206号
債務者　福田　則樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４号
福井県三方郡美浜町金山第11号３番地
債務者　池田　明香
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第７７１号
名古屋市南区六条町１丁目50番地　平和荘松号
債務者　大井　邦夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１７号
名古屋市港区港陽１丁目１番65号　港陽荘410号
債務者　島屋　恵利
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９８号
名古屋市名東区社台３丁目260番地　ＣＡＳＡ　ＮＯＡＨ名東708号
債務者　西村　誠紀
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６２号
兵庫県高砂市米田団地15番310号
債務者　岡田　弘司
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９２号
高知市南はりまや町１丁目14番21号
債務者　北岡　康宏
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
高知地方裁判所破産係